平成３１年第４回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成３１年４月１８日
　　　午後２時３０分～午後４時００分
場所：昭島市役所　庁議室

昭島市教育委員会

○教育長（山下秀男）　皆さん、こんにちは。今回は平成31年第４回定例会ということで御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。三寒四温と申しますか、寒かったり温かくなったりということですけど、今日は本当に夏日のような感じで、一段と暖かくなっておりますけれども、よろしくお願いいたしたいと存じます。

それでは、ただいまから平成31年昭島市教育委員会第４回定例会を開会いたします。大変恐縮ですが、会議に入る前に、４月１日の人事異動に伴いまして、教育委員会説明員に異動がございました。あと職名の変更等がございましたので、ちょっとお時間をいただきまして紹介をさせていただきたいと存じます。

その前に、まず私ですけれども御存じの方もいらっしゃいますが、小林前教育長が任期満了になりまして、この４月１日付で教育長に任命されました山下秀男と申します。前の職場は企画部長を務めさせていただいておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、職名の変更があった者、それから人事異動に伴いまして変更のあった者について紹介をさせていただきます。

まず主任指導主事の長崎将幸でございます。

○主任指導主事（長崎将幸）　主任指導主事の長崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　今まで職名は統括指導主事ということだったのですが、職名を東京都の職名に合わせて主任指導主事ということに改めましての職名となっております。

次に、市民図書館管理課長（兼）新図書館担当課長の磯村義人でございます。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　市民図書館管理課長（兼）新図書館担当課長の磯村と申します。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　この職名変更については指定管理者制度の移行に伴いまして、新たに市民図書館の運営については指定管理により運営されるということで、今まで市民図書館長という名称だったものが市民図書館管理課長ということですのでよろしくお願いいたします。

次に、学校給食課長の原田和子でございます。

○学校給食課長（原田和子）　学校給食課長の原田和子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　次に、スポーツ振興課長の枝吉直文でございます。

○スポーツ振興課長（枝吉直文）　スポーツ振興課長の枝吉と申します。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　次に、市民会館・公民館長の吉村久実でございます。

○市民会館・公民館長（吉村久実）　市民会館・公民館長の吉村久実と申します。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　なお、前任の学校給食課長の坂本忠司は一身上の都合により退職いたしました。スポーツ振興課長の橋本博司は管理課長に、市民会館・公民館長の並木映子は職員課長にそれぞれ異動となりました。

以上でございます。お時間をいただき、ありがとうございました。

それと本日、神薗指導主事より欠席の届出を受けております。

それでは、これより会議に入ります。前回の会議録の署名につきましては、既に調整を終わり署名も得ておりますので、御了承いただきたいと存じます。

次に、教育委員会会議規則第16条の規定に基づく、本日の会議録署名委員でありますが、４番の氏井委員と５番の白川委員でございます。よろしくお願いします。

本日の日程につきましては、あらかじめお手元に配布のとおりであります。日程４、教育長の報告に移ります。

私からということで若干報告をさせていただきたいと思います。平成30年度締めくくり、平成31年第１回市議会定例会でございますが、２月26日から３月26日までの１か月間を会期に、それぞれ条例案件、予算案件、道路案件、表彰案件、人事案件等すべて提案された議案について賛成多数ということで受理をされまして、３月26日に無事に第１回市議会定例会が閉会したところでございます。特に予算につきましては、一般会計で466億2,200万円と、今までで過去最大の規模の予算となってございます。それに特別会計を合わせますとおよそ730億円ということで、これについてももちろん過去最大ということになってございます。現在建設中の教育福祉総合センター、これは年内には竣工の予定でございますけれども、こういった建設事業に要する費用というものがやはりかかりますので、予算規模についても大きく膨らんだとこのような状況になってございます。議会については以上です。

それから、今年に入って２月21日に開催の第２回教育委員会定例会の教育長報告の中で、１月25日に文部科学省が発表しました「公立学校の教員の勤務時間の上限に関するガイドライン」の内容に触れられまして、１点目として勤務時間の上限の目安として１か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること、それから、２点目として１年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにすること、という２点が示された、という内容の報告があったかと思います。

一昨日、16日の火曜日になりますけれども、東京都教育委員会主催の平成31年度教育施策連絡協議会という会議が中野サンプラザにおいて開催をされまして、教育委員の皆様とともに私も出席をさせていただきました。この冒頭の東京都知事からのビデオメッセージの中で、一部を紹介させていただきます。「教育の質を

維持、向上していくためには学校の働き方改革の推進も重要です。また、新学習指導要領が実施される中、いじめ、虐待等の対応など先生方の仕事がますます複雑困難化していることは承知しており、そのためスクールサポートスタッフや部活動支援員の配置拡大を図るとともに、意欲ある教員、OB、OG の方などを活用し、教員の負担軽減を図ってまいります。さらに全国初となる新財団を設立し、人材の確保や業務サポートなどさまざまな面できめ細かく学校を支えていきたいと思います。先生方の生活と仕事をともに充実させることは、教育の質を高め、子供たち一人ひとりの夢や希望を実現することに必ずやつながるものと考えます。各教育委員会におかれましても、ぜひ学校と一体となって取り組んでいただけますよう、私もしっかりと応援させていただきます。」といった内容が、これはほんの一部なんですけれども、小池都知事のビデオメッセージとして流れました。

それから、引き続いて平成31年度、2019年度主要施策の概要について、これは都教委の中井教育長からおよそ40分間にわたって説明があったのですが、その中でも学校における働き方改革の現状について、これは２月に公表されました学校における働き方改革の成果と今後の展開より、現状の話と施策の取組内容、市町村の取組状況などについて説明がありました。この働き方改革について、東京都についてもまさに一丁目一番的な大きな課題であることが伝えらえたところであります。こうした課題を教育委員の皆様と共有できたこと、非常に意義ある機会だったと思っております。皆さん大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

昭島の学校におきましても、働き方改革により教員の皆さんの負担を軽減していくことが大変大きな課題であることは言うまでもございません。本年度今までの取組を細かく検証して、今後の具体策について何ができるのかを深堀りしてまいりたいと考えてございます。それに先立って、昭島市教育委員会の本年度の一つの方向性として、楽しい学校づくり、これを諸施策推進の中心に据えて、楽しいをキーワードにして教育行政を展開していければというふうに考えてございます。なぜ、楽しいなのかは、次の機会にお話ししていきたいと思うんですけれども、これを踏まえて、ぜひ皆様方の御理解と御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは以上になります。

次に、教育委員会の名義使用承認につきましては、お手元の資料のとおり４件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの報告について御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、以上で私の報告を終わります。

それでは、日程５の議事に移ります。議案、協議事項については本日はございません。

報告事項１「昭島市教育委員会教育長職務代理者について」の説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之）　報告事項１「昭島市教育委員会教育長職務代理者について」、御報告いたします。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第２項に基づき、予め教育委員の中から教育長が指名するもので、教育長

に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき、その職務を行うものでございまして、山下教育長が任命されました４月１日に紅林由紀子委員を指名いたしたものでございます。
　以上でございます。

○教育長（山下秀男）　報告が終わりました。本件に対する御意見等ございますでしょうか。
　それでは意見等はないようですけれども、また引き続き紅林委員が職務代理ということでよろしくお願いしたいと存じます。
　以上で、報告事項１を終わります。
　報告事項２「平成31年度小学生英語チャレンジ体験事業及び中学生英語キャンプ事業の実施について」の説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之）　報告事項２「平成31年度小学生英語チャレンジ体験事業及び中学生英語キャンプ事業の実施について」御報告いたします。
　報告資料２でございますが、表面に小学生英語チャレンジ体験事業、裏面に中学生英語キャンプ事業について記載しております。
　本事業につきましては、実施場所は、小学生、中学生とも、昨年と同様で調布市八ヶ岳少年自然の家、日程は、７月22日から７月24日までの２泊３日で行います。
　対象者は、小学生は６年生、中学生は１年生から３年生、募集人数は、小学生は45人、中学生は30人を予定しており、中学生につきましては、東大和市の生徒30人と合同で行います。応募が多数の場合は、学校ごとに割り振りをしたうえで、抽選とさせていただきます。事業内容は、トレーニングを受けたアメリカ人学生15人程度をリーダーとして行われる宿泊体験事業となります。１人のリーダーに、６人程度の児童生徒のグループを構成し、活動いたします。
　参加費は、小学生中学生ともに、7,000円、引率者は、昭島市職員２人と東大和市職員２人と看護師１人の５人でございます。
　募集方法は、５月１日号の広報あきしま、市ホームページで募集いたしますとともに、連休明けの５月７日から各学校を通じて募集いたします。
　以上でございます。

○教育長（山下秀男）　報告事項２についての説明が終わりました。本件に対する質疑、御意見等はありますでしょうか。

○委員（石川隆俊）　ちょっと様子をうかがっていいですか。毎年、確か、調布市の施設を使っていると思うんですが、これだけ多くの人間をあつらえて、食事もだし大変だと思いますが、こういうのは昭島市では独自には持っていないのですね。

○庶務課長（加藤保之）　昭島市といたしましては、こういった事業を行えるような施設を独自に保有しておりませんので、調布市さんの施設をお借りしている状況となっております。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子）　この事業自体はかなり長く継続されておりますし、去年から中学生は１年生から参加できるということになって、人数的にも参加者が増えたりして、今回はこれでどうぞよろしくお願いしますというか、結構だと思うんですけれども、この先、英語が５年生から授業になってきて、３、４年生からも体験という形になってきて、どんどん前倒しになってきているということや、あと今年は向こうの御都合で海外派遣事業はしないということですけれども、それも含めて今後昭島の英語体験にかかる事業をどうしていくのか、一度検討していかなきゃいけないのかなというふうに感じております。

○学校教育部長（高橋　功）　今、紅林委員からお話がありましたように、英語については、これから小学生中学生で、グローバル化に向けて新学習指導要領でも特に重点をおいて進めることになっております。その中で今、海外交流事業、またこちらにあります小学校中学校のチャレンジ体験事業などもしているわけですが、こちらについて、財源は、教育振興基金を設置してその基金を活用しながら実施をしております。今後はその基金のすり増しというのが非常に難しいので、基金も枯渇をしていくということもございます。ということなどから、今後財源を含めて、また昭島市としてどのような形で英語の体験などについて進めていくかということは、今までの事業を検証しながら具体的な検討をしていかなければいけないのかなというふうに考えております。例えば海外交流事業ですと、非常にこれも子どもたちにとって海外で実際にホームステイということでいい事業なんですが、片や、一定の財源を使いながら一部の生徒さんしか行けないということもあります。そういうことでさまざまな検証を行いながら、今後昭島市でどのようにしていくということについては、今後委員さんがおっしゃったとおり財源も含めて総合的に判断、方向性を出していきたいなと思っております。

○委員（紅林由紀子）　本当に今、部長がおっしゃったとおりだと思います。検討していく際には、ぜひ現場の学校の先生方、あと保護者もできれば意見を聞いていただきたいなというふうに思いますし、確かに今までの派遣事業は一部の生徒さんしかチャンスがなかったという意味では、それにそれだけのお金を使うことはどうなのかという考え方もあるかと思うんですけれども、今まで見てきて、やはり昭島のこれからを担っていくような、かなり中心的な力のあるお子さんがそこにチャレンジをして、その後、スピーチコンテストとかいろいろなことにもチャレンジしていっていらっしゃるようにも思いますので、その辺のリーダーづくり的な役割も果たしてきたかなというような感想も持っておりますので、そこら辺も含めてぜひ十分に御検討いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。

白川委員。

○委員（白川宗昭）　ちょっと去年もあったと思うんですけれども、トレーニングを受けたアメリカ人学生というのは具体的にはどういう方々なんですか。どういうトレーニングを受けている方かということですね。

○庶務課長（加藤保之）　この事業でトレーニングを受けたというところにつきましては、このサマーキャンプで英語を日本のお子さんに教えるのはもちろんなんですけれども、それ以外の生活態度など宿泊体験の中での指導につきましても、そういったトレーニングも現地のほうで受けてきておるというふうに聞いており、毎年そういったところの指導も一緒にしていただいているという状況でございます。

○教育長（山下秀男）　ルールとかマナーとかということも。

○庶務課長（加藤保之）　はい、そういったルールとかマナー、そういったところにつきましてもトレーニングを受けました外国人学生が指導と言いますか、一緒に生活をしながら教えていただけると、そういうことでございます。

○委員（白川宗昭）　トレーニングを受けたというのはアメリカでトレーニングを受けてこっちに来ているってそういう意味なの。日本の何かそういう資格を取るとかそういうのがあって、そこで行ってきた人なのか、ちょっと具体的にどういう人なのかよくわからないものですから伺っているんですけど。

○庶務課長（加藤保之）　こちらにつきましては、現地と、日本の旅行会社ですけれども旅行会社も含めまして研修をし、現地、また日本での研修を受けたアメリカ人学生がリーダーとなっております。

○教育長（山下秀男）　プロフィールみたいなものはあるんだっけ。

○庶務課長（加藤保之）　旅行会社が作成した事業のパンフレットがあります。

○委員（白川宗昭）　旅行会社で、要するに研修を受けた人ということなの。アメリカ人、たまたまこちらに来ていてということ。こっちに長期滞在か何かしていて、それである程度日本のことがわかっていてこういう事業に参加しているのかという、その辺はどうなんですか。

○庶務課長（加藤保之）　すみません。旅行会社がこういった外国人リーダーの派遣をしております。このリーダーをこの事業のほうにアメリカから連れてきて、日本でのサマーキャンプに派遣と言いますか、受け入れて、こういった事業を旅行会社のほうがしています。こちらとしましては委託を旅行会社のほうにしまして事業のほうを行っております。

○委員(白川宗昭)　わかりました。ありがとうございました。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。
氏井委員。

○委員(氏井初枝)　東京都の施策連絡会の中でも英語のことに関して、さまざまな都の取組に関しての話が出ましたけれども、そういうことも受けて、それから先ほど紅林委員から現場の声を受けてなんていうお話もございましたけれども、ぜひ子どもたちの声も吸い上げていただいて、本当にどういうのが一番昭島にとって望ましいのかということで総合的に御判断いただいて今後のことを検討していく必要があるなということを強く感じておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　では御意見として、よろしいですか。
それでは、ほかにございませんようでしたら以上で報告事項２を終わりたいと思います。
報告事項３「昭島市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則」から 10「昭島の教育だより発行に関する要綱等の一部改正につきまして」は、改正趣旨が同一であることから事務局より説明を一括にしたい申出がありましたのでこれを認めます。
それでは説明をお願いいたします。

○庶務課長(加藤保之)　それでは、報告事項３から 10 について、御説明申し上げます。
本７件につきましては、本市の市長部局の規程及び組織の改正等に伴い、教育委員会の規程及び規則等を整備するものでございます。このうち、報告事項３から９までにつきましては、本来、昭島市教育委員会規則その他教育委員会が定める規程の制定、または改廃に関することは、教育委員会において議決いただかなくてはならない事項でございます。しかしながら、本年、４月１日に組織が改正されましたことに伴い、本規則等も同日に施行する必要があり、その間、教育委員会が招集されるいとまがなかったため、「昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第２条第１項に基づき、教育長が臨時に代理し、本規則等の改正をいたし、４月１日付公布、同日施行いたしましたことを御報告いたすものでございます。
それでは、報告事項３「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」の２枚目の参考資料新旧対照表を御覧ください。
第２条第１項の表中、スポーツ振興課スポーツ振興係の次に「市民図書館管理課管理係」を加え、第３項中の「昭島市民図書館及び」を削り、第４条第３項中「統括指導主事」を「主任指導主事又は統括指導主事（以下「主任指導主事等」という。)」に改め、第７項「統括指導主事」を「主任指導主事等」に改め、第４条の２第５項中「統括指導主事」を「主任指導主事等」に改め、別表の８ページ生涯学習部スポーツ振興課の次に「市民図書館管理課　管理係　(1) 指定管理業務全体の評価・モニタリングに関すること。(2) 児童サービスの評価・モニタリングに関すること。(3) 地域資料サービスの評価・モニタリングに関すること。

(4) 障害者サービスの評価・モニタリングに関すること。(5) 図書の購入及び廃棄の決定に関すること。(6) 学校等市内関係機関及び団体との連携調整に関すること。(7) 図書館協議会に関すること。(8) その他課の庶務に関すること。」を加えるものでございます。

報告事項４「昭島市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程を定める訓令」では、地方公務員法第 15 条の２第２項の規定に基づき、標準的な職を定めたものでございます。

次に、報告事項５「昭島市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」の裏面の参考資料、新旧対照表を御覧ください。第２条第２項中、「昭島市民図書館条例（昭和 48 年昭島市条例第 12 号第１条）に規定する図書館」を削り、第５号様式の「平成」を削るものでございます。

報告事項６「昭島市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令」の２枚目の参考資料を御覧ください。新旧対照表の第５条第１項中「受発した当該会計年度の数字と」を「市名の頭文字並びに」に改め、裏面の第４号様式中「43.4.1」とある数字を削るものでございます。

報告事項７「昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」の参考資料を御覧ください。新旧対照表の第１条の２第６号中「昭島市民図書館処務規則（昭和 48 年昭島市教育委員会規則第４号）、」を削り、別表中、11 の項を削るものでございます。

報告事項８「昭島市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令」の裏面の参考資料を御覧ください。新旧対照表の別表第２の２の項中、「市民図書館」を削るものでございます。

報告事項９「昭島市民図書館に勤務する職員の勤務を要しない日、勤務時間の割振等に関する規程を廃止する訓令」につきましては、本規程を廃止するものでございます。

報告事項 10「昭島の教育だより発行に関する要綱等の一部改正について」につきましては、３件の要綱の改正を報告するものでございます。

報告資料 10－1「昭島の教育だより発行に関する要綱」の裏面の第２項第１号中、「市民図書館」を削るものでございます。

報告資料 10－2「昭島市転学・入級判定委員会設置要綱の新旧対照表」の第３条７号中、「統括指導主事及び指導主事」を「主任指導主事または統括指導主事」に改め、第８号として指導主事を加えるものでございます。

報告資料 10－3「昭島市就学支援委員会設置要綱の新旧対照表」の第３条第７号「統括指導主事及び指導主事」を「主任指導主事または統括指導主事」に改め、第８号として「指導主事」を加えるものでございます。

以上、報告でございます。

○教育長（山下秀男）　以上で報告事項３から 10 の説明が終わりました。本件に対する質疑、御意見等はございますでしょうか。

組織の名称、職名の変更というようなことで、変えている状況です。

○委員（紅林由紀子）　今の御説明の中身は、ほとんど理解したんですけれども、一つだけ

報告事項６の昭島市立学校文書取扱い規程のところで、第５条のところの文章の「市名の頭文字並び」にというここの部分は、全くこういうことはわからないので、市全体としてというか、何か大きなその上の規則が変わって、こういうふうな形で文章をつくらなければいけないみたいな、そういうことになったんでしょうか。

○庶務課長(加藤保之)　報告資料６の昭島市立学校文書取扱規程につきましては、昭島市の文書管理規程に準じている部分がございます。その中で昭島市の文書管理規程規程につきまして市名の頭文字を使うことと今回なったわけですが、今までは平成31年であれば31、それから部名、課名のあとに第何号と記載をしておりましたが、今回元号の変更等もありまして、これからは31ですとかそういった元号の年を入れないで市名の頭、昭島の「昭」を頭にもってくるというような改正がございました。その関係で学校で使用する文書につきましてもそのような同様の変更を今回いたしたものでございます。

○委員(紅林由紀子)　はい、わかりました。ありがとうございました。

○庶務課長(加藤保之)　ほかにございますか。
　特にないようですので報告事項３から10までを終わります。
　次に、報告事項11「平成31年度昭島市立学校教職員移動の概要について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦）　報告事項11「平成31年度昭島市立学校教職員異動の概要について」御報告いたします。
　今年度の異動状況ですが、小学校は転出入あわせて93名の教員が異動しました。そのうち、転入教員が55名、昭島市内で動いた教員が２名、外から入って来た教員が28名、新規採用教員が25名となっております。また、転出教員は38名です。市内の中で動いた教員が２名、ほかの地区へ異動した教員が28名、退職者が８名となっております。
　続いて中学校ですが、中学校の教員は58名が異動しました。そのうち、転入教員は31名、外から入ってきた教員が22名、新規採用教員が６名となっております。また、転出教員は27名です。ほかの地区に異動した教員が19名、退職者は８名となっております。転入の教員の前任者の地区及び転出した教員の転出先については表にお示ししたとおりでございます。
　以上で報告を終わります。

○教育長（山下秀男）　報告事項11の説明が終わりました。この件に関して、質疑、御意見等ございますでしょうか。
　紅林委員。

○委員(紅林由紀子)　１日の辞令伝達式に参列させていただきまして、新採の先生方がとても多いなというふうな印象を受けました。そしてここでも25名という数字が上

がっているわけなんですけれども、退職された小学校だと、退職された先生が８名ということで、新採の先生方25名ということで、やはりまだまだ先生方の数が足りないのかなというふうに単純に私は感じてしまったんですけれども、やはり新採の先生方が学校にたくさんいらっしゃるということは、やはり中堅の先生方、あるいは管理職の先生方も御指導されるのもかなり大変なのかなというふうに感じますが、この新採の先生方の研修のシステムというか、それは、これだけのたくさんの先生が入っていらして、どんな感じでされていくというような計画というか、こういうところに配慮してというか、そういった部分がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○指導課長（吉成嘉彦）　若手を育てるには大きく３つの研修システムがありまして、一つは、東京都とそして昭島市との連携した教員を３年間で育てる、若手教員育成というものがセンター研修を通して行われます。特に、初任１年目の教員につきましては、夏季に宿泊研修等を課すなどして教員として身につけるべき４つの力、学習指導力、生活指導・進路指導力、組織運営・校務経営力、そして外部折衝力、こういった力をしっかり身につけられるように、まずこちら教育委員会のほうでやっていきます。

もう一つが校内のOJT体制ということで、それぞれの学校において若手教員を育成すべく主任教員の役割の教員が中心となって校内研修等、実務に即した研修を行っております。

また、３つ目は、これは東京都独自のシステムですけれども、大学を卒業してすぐの教員が、社会人として、そして一般の先生として呼ばれることにやはり非常に難しいところがありますので、新人育成教員制度というものがありまして、退職したベテランの教員が若手教員と一緒に一つのクラスを二人で担任しながら身近に育てていくという制度がございます。本市につきましては６人の大学新採の教員がその研修生にあたっておりまして、じっくり育てていきます。これまで学級経営研修制度を活用した人材育成は順調に進められているところでして、他県からもかなり注目されている制度ということで私も認識しているところでございます。以上です。

○委員（紅林由紀子）　ありがとうございました。今、最後に御説明いただいた制度は６人の新採の先生方にベテランの先生方がお一人ずつ、ついていただけるというふうに理解すればよろしいですか。

○指導課長（吉成嘉彦）　はい、さようでございます。

○委員（紅林由紀子）　ぜひ昭島で立派に育っていただけるように、ぜひ目を十分にかけていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　ほかにはいかがでしょうか。

では、ほかに特にないようでしたら報告事項11を終わらせていただきます。

次に、報告事項12「平成31年度昭島市立小中学校学級編成の状況について」

説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦）　報告事項12「平成31年度昭島市立小中学校学級編成の状況について」報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

各学校別児童･生徒および学級数、２番が対前月比較増減でございます。まず(1)の小学校でございますが、４月の入学時点の状況でございます。表中は児童数、括弧内の数字は学級数を示しております。小学校全体の学級数は194学級、児童数は5,588人でございます。児童数は前月から全体で53人の増加となっております。

特別支援学級の固定級の児童数ですが、共成小学校が７人、つつじが丘小学校が32人、田中小学校が18人となっております。また、今年度より富士見丘小学校に固定級が開設され、20人が在籍している状況となっております。

続きまして、(2)の中学校でございますが、中学校全体の学級数は81学級で生徒数は2,502人となっております。生徒数は前月から全体で63人の減少となっております。

特別支援学級の固定級の生徒でございますが、昭和中学校が31人、清泉中学校が10人、多摩辺中学校が14人となっております。

続きまして、３特別支援学級(固定)、４特別支援学級(通級)、５特別支援教室在学者学年別内訳でございます。３につきましては、先ほど御説明いたしましたので、４特別支援学級通級、５特別支援教室在学者学年別内訳について御説明いたします。

特別支援学級の通級の児童･生徒数でございますが、小学校は富士見丘小学校の言語障害が29人、難聴が３人となっております。中学校は瑞雲中学校の情緒障害が16人、拝島中学校の情緒障害が12人でございます。５の特別支援教室在学者数は、記載がございます学校の特別支援教室に参加している児童数でございます。

報告は以上でございます。

○教育長（山下秀男）　報告事項12の説明が終わりました。この件に関しまして質疑意見等ございますでしょうか。

紅林委員。

○委員(紅林由紀子)　今、御説明いただきました特別支援学級の固定の富士見丘小学校の今年から開設されました情緒障害の固定級は20名ということで、初年度でこれだけの数字が、これだけの児童の方が来るということは、需要が、ニーズがあったんだなというふうに感じたところなんですけれども、情緒障害の場合は知的には問題がないということになると思うんですけれども、この20名のお子さんに対して先生はどのぐらいつくんですか。知的と同じなんですか。

○主任指導主事（長﨑将幸）　今年度富士見丘小学校の教員数は４人になります。学級数の基準は８人で１学級になりますので、３学級の扱いでプラス１人の加配ということで、正規の教員が４人ということでスタートしております。

〇委員(紅林由紀子)　それは知的障害の固定学級と同じ割合になるんですか。

〇主任指導主事（長﨑将幸）　学級数の算定につきましては、知的固定学級と同様の算定基準になります。

〇委員(紅林由紀子)　はい、わかりました。

〇教育長（山下秀男）　ほかにございますか。

特にないようでしたら、報告事項 12 を終わります。次に、報告事項 13「平成 30 年度指定校変更区域外就学の処理状況について」報告を求めます。

〇指導課長（吉成嘉彦）　報告事項 13「平成 30 年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について報告いたします。

１の指定校変更についてです。学校教育法施行令の規定によりまして、児童･生徒に対し通学すべき学校を指定することとなっておりますけれども、教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立により指定した学校を変更することができるとされております。教育委員会では、指定校変更の基準を設けて対応しているところでございます。

表の説明ですが、通学校の欄につきましては、指定された学校の区域外から通学をしている人数でございます。指定校の欄につきましては、指定された学校に通うべきところ、個々の理由により、市内のほかの学校に通っている児童･生徒の人数を表したものでございます。例えば東小学校で申し上げますと、通学校の 19 人につきましては、他の学区域から東小学校に通学している児童の人数でございます。また、指定校の１人につきましては、東小学校の学校区に住所がある児童が、個々の理由によりほかの学校に通学している人数でございます。

次に、２の区域外就学についてです。これは市外から市内の学校へ、また、市内から市外の学校へ通学することを教育委員会が承諾し、就学するものでございます。市内から市外への転出等により、住民票は他市にありますけれども、本市の学校に通学されている方が、小学校で 16 人、中学校で７人、合計 23 人となっております。また、本市に転入されましたが、引き続き他市の学校に通学したいという方は、小学校で 14 人、中学校で 13 人、合計が 27 人となっております。

理由の内訳につきましては、右の欄にお示しいたしましたので御覧いただければと存じます。

以上で報告を終わります。

〇委員（石川隆俊）　伺ってよろしいですか。こういうふうにクラス編成をやるというのは大変な技術がいるだろうと毎年思うんですけれども、よく、大体各学校が平均してその指定の範囲で収まっていると思うんですが、そういうときにもう一人多ければクラスができるとか微妙な問題が起こったとき、こういうふうな指定校の変更というのは、実際にそういう意味で役に立つ場合もあるんじゃないでしょうか。例えば何人か移動していただく、つまりその中でうまく人数を配分するために随分苦心しているのではないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○指導課長（吉成嘉彦）　確かに区域外指定校の変更によって学級数に影響が出るということはございます。ただ、それが意図的にやるということについては報告は受けておりません。

○委員（石川隆俊）　どんどん自由に受けちゃったら、ある学校は減ってしまうとか、そういうことも起こりかねないと思うんです。

○指導課長（吉成嘉彦）　先ほど、こちらのほうでも説明させていただきましたが、適正な基準を設けて、教育委員会の中で指定校変更の委員会協議会を設けて適正に移動されているのか、指定校変更できているかどうかという判断をしてございます。

○学校教育部長（高橋　功）　教育委員会が判断をするということですね。

○指導課長（吉成嘉彦）　はい。

○教育長（山下秀男）　学級編成のために恣意的にということはできないということですよね。

はい。ほかにございますか。特にないようでしたら報告事項 13 を終わりたいと思います。

次に報告 14「令和２年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」説明を求めます。

○主任指導主事（長﨑将幸）　報告事項 14「令和２年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」御説明いたします。

初めに、小学校の通常の学級で使用する教科用図書について御説明いたします。令和２年度の新学習指導要領全面実施に伴い新学習指導要領の内容に基づいた教科用図書の採択が必要となるため、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、新たに教科用図書の採択を実施いたします。

次に、中学校の通常の学級で使用する教科用図書についてでございますが、「特別の教科 道徳」を除いたものになります。平成 31 年度は採択替えが行われる年度ではありますけれども原稿の教科用図書から内容の変更がないこと、令和３年度の新学習指導要領全面実施に伴い、令和２年度に改めて教科用図書の採択を実施することから、平成 27 年度に作成した「平成 28 年度使用教科用図書選定資料作成委員会調査結果報告書」基づき採択をしていただく予定です。

次に、中学校の通常の学級で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書でございますが、こちらにつきましては昨年度、平成 30 年度に採択した教科用図書の使用期間が、今年度平成 31 年度から来年度令和２年度の２年間であるため、平成 31 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択いたします。

最後に特別支援学級で使用する教科用図書ですが、学校教育法附則第９条に規定する教科用図書については毎年度採択行うことができるので、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教材の主たる教材としての内容を

具備した教育上適切なものを採択をいたします。
　採択の事務日程につきましては、別紙を御覧ください。なお、８月の定例教育委員会において採択を行う予定でございます。また、新学習指導要領全面実施に伴う教科用図書の採択となりますので、昭島市立学校教科用図書選定資料作成委員会等に関する要綱の見直しを行いました。
　変更点につきましては、昭島市立学校教科用図書選定資料作成委員会等に関する要綱新旧対表を御覧ください。
　主な変更点としましては、３点ございます。１点目は、小学校５・６年生の外国語が教科化することに伴い、教科書の種目数が変更になるため、第５条第１項第１号、第２号の調査研究部会の部長の人数なんですけれども、こちらを削除して、今後、調査する種目が変わっても対応できるようにしました。２点目は、第５条第１項第１号及び第２項の規程を現状に合わせて保護者の代表に整理しました。なお、市民の皆様の意見につきましては、引き続き、教科用図書の展示期間に募集し、全ての意見を教科用図書選定資料作成委員会及び教育委員会委員に報告してまいります。３点目は、要項第５条第２項第２号及び第３項第２号についてです。こちらにつきましては、調査研究部員に推薦する教員の条件を規定しておるところですが、若手教員が増加している中、より多くの教員を調査研究部員の推薦対象とすることで、より適正な調査研究が行えるように経験年数等の見直しを図りました。
　以上で報告を終わります。

○教育長（山下秀男）　報告事項 14 の説明が終わりました。この件に関して質問、御意見等ございますでしょうか。

○委員（紅林由紀子）　お伺いしたい点が１つだけございます。今、御説明いただきました新旧対照表の最後に御説明いただいた部分、第５条の第２項と３項、若手教員の増加により教職経験が何年以上というところを変えられたということで、これ自体は若手の先生方に経験していただくということでよく理解できたんですけれども、市内の学校に１年以上勤務という部分を削除されたということなんですけれども、教科書の調査研究部会、調査報告書を出していただいている中に昭島の子どもたちに適しているかどうかというページがいつもあって、そういう部分ではやはり今まで昭島の子どもたちを教えてこられた先生方の評価というのが必要なのかなと思うんですけれども、ここの部分はこれを取ってしまっても問題ないという御判断ですか。

○主任指導主事（長﨑将幸）　委員に今御指摘いただいたとおり、やはり昭島の子どもたちの実態に合わせてというところは大きな教科書選定に対しての資料を作成する際の観点となろうかと思いますが、実際に教科の専門性が高くベテランの方で移動してきた方が、ここではそうすると教科調査研究部員になれないというような事態になってしまいますので、そうすると教科の系統性等の調査研究に対してはマイナスになってしまいますので、やはり昭島に長くいらっしゃる方、それから教科の専門性を高く持っている方、幅広く調査研究部員として推薦いただくとい

うことでこの状況については見直しを行ったところでございます。

○委員（紅林由紀子）　ということは、その辺はバランスを見て、そういうベテランでよそから移動された先生方と、昭島で結構長く教えていらっしゃる先生方と、というバランスを見ながら委員の先生方を御推薦いただくというような形というふうに理解すればよろしいですか。

○主任指導主事（長﨑将幸）　今、委員がおっしゃっていただいたとおりで、ここは校長会とも連携をしながらバランスよく調査研究部員の推薦をお願いしているところでございます。

○委員（紅林由紀子）　はい、わかりました。ありがとうございました。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。特にないようですので、報告事項 14 を終わります。

　次に、報告事項 15「平成 31 年度昭島市立学校評議員の委嘱について」説明を求めます。

○主任指導主事（長﨑将幸）　報告事項 15「平成 31 年度昭島市立学校評議員の委嘱について」御説明いたします。

　学校評議員につきましては、昭島市立学校管理運営規則第５条４の規定に基づき学校評議員を委嘱するものでございます。さらに、昭島市立学校評議員要綱第５条に基づいて別紙のとおり委嘱したものでございます。なお、各学校の評議員につきましては、今後、PTA 会長等選任された場合は追加があろうかと思いますので、そのことについてはまた後日一部追加したものを御報告させていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○教育長（山下秀男）　報告事項 15 の説明が終わりました。この件に関して質疑、御意見等ございますでしょうか。

　ないようですので報告事項 15 を終わります。

　次に、報告事項 16「平成 30 年度就学支援の状況について」説明を求めます。

○主任指導主事（長﨑将幸）　報告事項 16「平成 30 年度就学支援の状況について」御説明いたします。若干、お時間をいただきまして人数のところも御報告いたします。

　１の就学相談結果は、平成 31 年度に新たに小中学校に就学する児童生徒の相談に対しまして通常の学級が適しているか、特別支援学級が適しているのか、または特別支援学校が適しているのかの判定した結果でございます。

　なお、判定に対して実際の進学先を右の欄に記載してございます。小学校では 74 人の相談がありました。これに対して、知的障害固定学級が適しているという判定が出た児童が 11 人、自閉症・情緒障害固定学級が適していると判定が出た児童が 14 人、特別支援学校が適しているという判定が出た児童が 11 人、通常の学級が適しているという児童が 11 人でございました。また、相談のみで判定まで行

かなかった児童が 27 人でございました。

中学校では、相談者数は 29 人、知的障害固定学級が適しているという判定が出た生徒が 14 人、自閉症情緒障害固定学級が適しているという判定が出た生徒が６人、特別支援学校が適しているという判定が出た生徒が３人、相談のみの生徒が６人でございました。

２の転学相談の結果でございます。転学につきましては、通常の学級に通っている児童生徒が特別支援学級や特別支援学校に移る、または、その逆に特別支援学級や特別支援学校から通常の学級に移りたいという相談に対しての判定結果でございます。

小学校では 30 人の児童からの相談がございました。判定は富士見丘小学校に自閉症情緒障害固定学級の開設に伴い転学を希望する児童の判定を行ったため昨年度よりも多い件数となりました。判定結果は、特別支援学級が 23 人、特別支援学校が１人、特別支援学級から通常の学級が１人、転学不適が３人、相談のみが２人でございました。

中学校は５人の生徒からの相談に対しまして、判定は特別支援学級が４人、転学不適が１人でございました。

続きまして、裏面３の「情緒障害等通級指導学級、特別支援教室入級・入室相談結果」でございます。情緒障害等通級指導学級及び特別支援教室への入級・入室の相談に対する判定結果でございますが、小学校では 55 人の児童からの相談がございまして、入級入室適と判定された児童が 46 人、入級入室不適が７人、相談のみが２人でございました。

中学校では 15 人の生徒からの相談に対して、入級適と判定された生徒が９人、入級不適が６人、相談のみの生徒はおりませんでした。

４の「情緒障害等通級指導学級、特別支援教室退級、退出相談結果」でございます。平成 30 年度は、退級、退室が適していると判定された小学校児童が 11 人、中学校生徒は１人でございました。

続きまして、５の「難聴言語入級相談結果」でございます。20 人の児童からの相談に対して、言語の入級適が 17 人、入級不適が３人でございました。

続きまして、難聴言語の退級結果相談でございますが、こちらが退級適となった児童は、相談者数 13 人のうち 13 人全員が退級適と判断をされました。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（山下秀男）　報告事項 16 の説明が終わりました。この件に関して、質疑、御意見等ございますか。

○委員（紅林由紀子）　お伺いしたいことがあるんですが、今御説明いただきました最後の退級の相談結果ということで、退室適、退級適というのが特別支援教室でも難聴言語障害通級指導教室でも、ほぼ相談された方が皆さん適ということになっているんですけれども、結果として、これはそのまま継続して通級されるということなんですか。それとも退室されたということなんですか、ちょっとこそが理解できなかったんですけれども。右側に結果と書いてありますよね。それに大空学級一人って書かれているんですけれども、ということは、これは適だけれども退

級されなかったのか、もしそうだとしたら、やはりそれはもう少し不安だからとか保護者の方が思われたとか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○主任指導主事（長崎将幸）　ここの結果のところは、大空学級のお子さんで退級適と出たお子さんが一人というような形で、実際にこのお子さんがここの学級から退級しましたよというような内容でございますので、この子たちは、もうここの特別支援教室の支援を受けなくても通常の学級でうまくやっていけるという判定結果でございますので、すみません、ちょっとわかりにくくて申しわけございません。

○委員（紅林由紀子）　はい、わかりました。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。

○委員（紅林由紀子）　あともう１点だけ、すみません。名称の問題なんですけれども、この１ページ目のほうに、中学校のほう多摩辺学級というふうに書いてあるんですけれども、私は入学式に多摩辺に参列させていただきまして、何か名前が違っていたんですが、これは年度が新しくなって変えられたのかどうか、あるいはその経緯とかを教えていただければなと思います。

○主任指導主事（長崎将幸）　多摩辺中学校の多摩辺学級なんですけれども、今年度４月から８組に名称変更するということで学校から報告をいただきました。今現在、昭和中学校が１組ということで数字のクラス表記になっているところで、多摩辺学級もやはり通常の学級との交流をさかんにしていきながら、同じ学級なんだと、多摩辺中学校の学級なんだというところの位置づけで、同じように１組、２組というところで、８組という固定クラスの表記にしたいという申出が校長先生からございました。その中で、今年度になって８組ということで名称変更をされたということです。通っている保護者等については事前に説明をして理解を得られているということの説明はいただいております。

○委員（紅林由紀子）　はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。
　特にないようでしたら報告事項 16 を終わりたいと思います。
　次に、報告事項 17「昭島市公立学校副校長の配置について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦）　報告事項 17「東京都公立学校副校長の配置について」御報告申し上げます。
　平成 31 年４月 16 日付けで、昭島市立共成小学校副校長に八王子市立大和田小学校藤井歩主幹教諭が昇任異動となり配置されました。
　報告内容は以上でございます。

○教育長（山下秀男）　報告事項 17 の説明が終わりました。この件に関して、質疑、御意

見等ございますか。
特になければ、報告事項 17 を終わります。
次に、報告事項 18「昭島市教育福祉総合センター及び昭島市民図書館の管理に関する年度協定について」説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘）　報告事項 18「昭島市教育福祉総合センター及び昭島市民図書館の管理に関する年度協定について」御報告いたします。
資料を御覧ください。教育福祉総合センター及び市民図書館の指定管理につきまして、本年１月に締結いたしました基本協定、こちらは、指定期間全体に係る基本的な事項を定めたものですが、こちらに基づき、平成 31 年度の指定管理料等を定めた､年度協定を３月 29 日に昭島市と昭島市教育委員会及び指定管理者で締結をいたしました。
協定書の内容ですが、第１条で、平成 31 年度の業務の内容及び指定管理料を定めることを目的としております。第２条の年度協定の期間につきましては、平成 31 年４月１日から平成 32 年３月 31 日までといたします｡第３条の業務の内容といたしましては、平成 31 年度事業計画書に定めることとし、資料の２枚目以降におつけしております。こちらにつきましては後ほどご説明いたします。第４条の平成 31 年度の指定管理料につきましては､年額２億 9,547 万 7,880 円とし月ごとに支払うものといたします。
１枚おめくりください。第５条の指定管理料の精算といたしまして、こちらに記載の経費につきましては、余剰金が生じたときは返還するものといたします。
続きまして、２枚目の、平成 31 年度事業計画書でございます。内容といたしましては、指定管理者を募集する段階で、業務内容を示しました「業務要求水準書」の主なものを抜粋し、また、より詳細にしたものでございます。今年度につきましては、現市民図書館の運営業務及び、センターへの移転や開館準備等が主な業務となっております。
なお、本年４月１日から現市民図書館、分館・分室につきましては指定管理者により運営を開始しております。
以上、簡略な説明で恐縮ですが、御報告いたします。

○教育長（山下秀男）　報告事項 18 の説明が終わりました。この件に関して、質問、御意見等ございますでしょうか。

○委員（氏井初枝）　２点、おたずねをさせていただきたいと思います。
１点目です。３ページの職員の資質向上のところでございます。マンパワーの影響ってすごく大きいなというふうに思っていまして、研修がすごく大事だというふうに考えております。この研修は、どなたが指導的な立場におなりになるのかなということが１点目のおたずねです。
２点目です。４ページ運営の基本方針の所⑴のところに、貸出冊数、一人当たり 6.5 冊以上とか、登録率が 25%以上と書いてございますけれども、これは現状今、どんなような数字になっているのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいなと思います。以上です。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　まず研修体制ですけれども、研修につきましては、図書館運営は株式会社図書館流通センターの研修ということになります。

それから、次のページに一人当たりの貸出冊数と登録率25％というところなんですが、これにつきましては昭島市総合基本計画の中でうたっているところであります。数字につきましては、平成30年度は出ておりませんので平成29年度の数字ですけれども一人当たりの貸出数が6.1冊、登録率が22.4％となってございます。

○教育長（山下秀男）　研修は一定の教育を受けた人が、またその教育をやっているという感じなんですか。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　この指定管理者のTRC図書館流通センターでは、図書館アカデミーというのがございまして、そちら専門の研修所を設けてございます。そちらで講師のほうも専門の講師がおりまして研修を行うと。また図書館で基本の研修につきましては、東京都の研修等も利用できますので、それについてはまたこちらのほうから発信して参加していただくということは考えてございます。

○委員（氏井初枝）　わかりました。ありがとうございます。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。

特にないようでしたら報告事故18を終わります。

次に、報告事項19「昭島市教育福祉総合センター指定管理者モニタリング・評価実施要領について」説明を求めます。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　それでは報告事項19「昭島市教育福祉総合センター指定管理者モニタリング・評価実施要領について」御説明申し上げます。

市民図書館は、本年４月１日から指定管理者であるTRC・野村不動産パートナーズ共同事業体による管理運営に移行いたしましたことは既に御案内のとおりでございます。それに伴いまして、市民図書館管理課に職員を配置し、市民図書館及び本年度会館を予定しております教育福祉総合センターにおける効果的・効率的な運用を図るため、指定管理者に対するモニタリング・評価を実施しております。

本日御報告いたします、昭島市教育福祉総合センター指定管理者モニタリング・評価実施要領の主の内容につきましては、本年１月の第１回定例会において、昭島市教育福祉総合センター及び市民図書館の管理に関する基本協定書について御協議いただきました際に、第４章モニタリング・評価として御協議いただいたところでございますが、新たな組織の主な業務として改めて御報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。１ページ、１は、モニタリング・評価の概要を記してございます。２、モニタリング・評価に関する基本的な考え方といたしまして、サービスの水準の確保、継続性及び効率性を担保する観点から定期的・継続的に実施し、モニタリング・評価の対象や手法については基本協定で定めるとなっております。

３　モニタリングの視点といたしまして、(1)業務の履行状況、(2)サービスの質、(3)経済性・効率性、(4)労働条件、(5)財務状況の五つの視点により実施いたします。

４　モニタリングの実施手法といたしましては、(1)事業計画書による点検、(2)月次報告書による点検、(3)年度実績報告書による点検、(4)実地調査による点検、(5)指定管理者によるセルフモニタリング、(6)市民満足度調査、(7)労働条件審査、これにつきましては、東京都社会保険労務士会に委託して行います。(8)財務状況調査を行い、(9)必要に応じ助言、指導を行います。

業務の履行状況、サービスの質、経済性・効率性につきましては、このあと実施要領の後に別紙１から５までをつけてございますけれども、その中の別紙１、A3 の大きなものがあるかと存じます。こちらに掲げました 140 項目あまりのモニタリング項目について、それぞれの項目に適した手法にて評価を行い、別紙４の評価シートにまとめます。別紙４は年度の報告書という形になります。労働条件審査につきましては、社会保険労務士会から報告書の提出を求め、財務状況につきましては、別紙５の財務状況チェック表に必要な指標を入力して評価いたします。

実施要領の５ページにお戻りください、(2)評価結果につきまして、当該評価に至った理由、評価できる点、改善が必要な点を示し、必要に応じ改善指示を行い、(3)評価については、年度終了後に公表いたします。

７、その他といたしまして、(1)指定管理者への事前説明及び協議、(2)指標の設定について定めております。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますが、昭島市教育福祉総合センター指定管理者モニタリング・評価実施要領についての説明とさせていただきます。

○教育長（山下秀男）　報告事項 19 の説明が終わりました。この件に関して、質問、御意見等はございますでしょうか。

○委員（石川隆俊）　大変細部にできておりまして、すべて仕事を委託してお願いするということになるわけでしょうが、そこにかかる経費、もちろんそこに働いている方の給与等は当然だと思いますが、あとその支出として図書館の仕事というのはいろんなものが出るでしょうけれども、特に本を買うということですね、これは任せる、つまりどのくらい買っていいかというかとかそういうあたりですね。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　本の購入につきましては、まず一番最初の選書につきましては指定管理者が行いまして、その購入の候補を市のほうに上げてまいります。市の組織には５名おりますが、その中で担当を決めましてその本につきまして購入していいものか悪いものか判断いたします。

○委員（石川隆俊）　あまりやたらに買っちゃったらきりがないわけで、その辺をどの辺にするかということは決まっているんですか。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　今現在でも蔵書の分野別の割合も定めてございまして、新しい図書館における蔵書の割合というのも大まかに決めてございます。その範囲の中で選んでいただいて、それをまた市の職員がチェックしてその適否を判断させていただきます。

○委員（石川隆俊）　わかりました。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　予算ですが、毎年その資料の購入費を指定管理料の中で定めてございます。先ほどの年度協定の中でも申し上げましたが、最低限度の資料費は確保していると。指定管理費の中でそれ以上を購入する分にはかまいませんが、それに満たない場合には市に返してくれという形で担保してございます。以上です。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますでしょうか。

○委員（白川宗昭）　職員の構成というのがどこかにありましたですけれども、課長さんのもとに管理課というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。それから今までの図書館はどのぐらいいたのか、比較もありますし。それから今先生がおっしゃったような本を購入する場合、職員というんですけれども司書かなんかの方がやるのかとか、その辺のところはいかがですか。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　まず職員の数なのですが、平成30年度で総勢30名おりました。正規職員12名、再任用職員２名、再任用代替嘱託員が４名、嘱託職員が５名、臨時職員が７名の30名でございました。本年度、平成31年度の市民図書館管理課となりましてから５名でございます。管理課長の私、管理係長が１名、職員が３名となってございます。この中で司書の資格を持っている者は私を含めて３名の職員でございます。また今現在おる者は、前職、市民図書館で児童担当をしていた者、またレファレンスを担当していた者等、専門的知識を持つ者がそのまま残ることができましたので、その専門知識を生かして選書の判断ができるものと考えてございます。

○教育長（山下秀男）　前の体制というのは。

○委員（白川宗昭）　さっきおっしゃったとおりだよね。30名というのがそうですよね。わかりました。

○教育長（山下秀男）　実質25人がということですね。指定管理のほうに移っていますね。

○委員（白川宗昭）　若干減っているという感じがするんでしょうけれども、指定管理者のほうで何人ぐらい。その辺はまだわからない。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　指定管理者の場合ですと、その日１日に張りつく職員ということになりますけれども、大体１日25名程度が本館に張りついております。あと各分館については２名ずつということになります。この規模は、これまで市民図書館の昨年までの規模と遜色ないような形で配置してございます。

○委員（白川宗昭）　今言った25名の中には、文化財の関係とか郷土資料室もありますし、入っていない、その辺のところはどうでしょう。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　現在学芸員の資格を持っている職員が２名来ておりまして、この職員が、来年の郷土資料室の開館に向けて昭島市について勉強してございます。

○委員（白川宗昭）　それとは別ということですね。25人と別にそういう人がいるというふうに理解してよろしいんですか。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　今現在は、本図書館の地域資料のほうを担当しながら並行してやっているような形でございます。

○委員（白川宗昭）　はい、わかりました。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。

特にないようでしたら報告事項19を終わりたいと思います。

なお、次の報告事項20「昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について」から30「KOTORIホールホールインフォメーションについて」は、資料配布のみとさせていただきますが、意見等があればお願いします。よろしいですか。

○委員（紅林由紀子）　今の図書館の関わりとつながると思うんですけれども、資料の27に図書館だよりを新しく入れていただいたんですが、こういうものは以前からあったんでしょうかということと、これ、とてもきれいに立派な紙で刷られているんですけれども、これはどういったところにどのぐらい配布もしくは置かれるような感じになるのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○市民図書館管理課長兼新図書館担当課長（磯村義人）　この市民図書館だよりにつきましては、指定管理者制度を導入した際に、指定管理者のほうにこれを発行していただきたいということで強くお願いして、これまで図書館で図書館だよりを発行しておりませんでしたので、これを機に発行させていたくことにいたしました第１号ということでございます。

それから、今回500部刷りまして、今は図書館の本館分館で配布しております。

あとは、各保育園、幼稚園、小学校、中学校等には一部ずつは配らせていただいているんですが、今後どのような形で展開していくか検討してきたいと思っております。また、このままの形で図書館のホームページから御覧いただくことも可能となっております。

○委員（紅林由紀子）　わかりました。ありがとうございました。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、その他ということで委員さんのほうから何かあればお願いしたいと思います。

よろしいですか。次回の教育委員会等の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之）　次回、令和元年第５回定例会は、令和元年５月 16 日（木）、午後２時 30 分から市役所庁議室において開催いたします。

なお、５月 16 日につきましては午前中に富士見丘小学校及び東小学校の学校訪問を実施いたしますので対応方よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男）　次回の定例会は５月 16 日、午後２時 30 分から、市役所庁議室において開催しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、平成 31 年昭島市教育委員会第４回定例会を閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上

年　　　月　　　日

署　名　委　員

４　番　委　員

５　番　委　員

調　整　担　当